

<p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>3) 休日の代休日の取得において、勤務した休日の時間外勤務手当の支給率に誤りがあり、過大支給されているものがあった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果) 振替を行った職員から教育庁内各課の庶務担当者への連絡の失念や、庶務担当者による支給対象の確認不足があり、令和2年度に同様の指導を受け対応策を講じる前の支給分について、誤りがあった。 (今後の対応策等) 未支給分については、対象者に追加支給を行った。 令和3年度から、教育庁内各課の庶務担当者に対し、毎月職員へ注意喚起の文書を周知するよう依頼するとともに、月末の集計処理の際には、実績が把握できる資料及び確認事項を記載したチェックリストの提出をすよう徹底した。また、当課においても複数人で手当支給の要否を確認することとした。 3) (発生原因の検証結果) 休日勤務を行った職員から教育庁内各課の庶務担当者への連絡の失念や、庶務担当者による支給対象の確認不足があった。 (今後の対応策等) 過大支給分については、対象者から返還対応済みである。 教育庁内各課の庶務担当者に対し、毎月職員へ注意喚起の文書を周知するよう依頼するとともに、月末の集計処理の際には、実績が把握できる資料及び確認事項を記載したチェックリストの提出をすよう徹底した。また、当課においても複数人で手当支給の要否を確認することとした。</p>
---	--

<p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 13,768,630円 令和2年度分 120,400円 合計 先数 47件 13,889,030円 ②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金 過年度分 18,752,842円 令和2年度分 308,478円 合計 先数 32件 19,061,320円 ③定時制課程等修学奨励金返還金 過年度分 先数 8件 711,000円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 3つの奨学金ともに、貸付者の住所が特定できなかったり、経済状況が激しく返済が困難な状況が背景に存在する。 (今後の対応策等) 3つの奨学金とも、令和3年度測定分については、期限までに納入がない者に対しては、文書による督促や電話連絡等により納入を促し、また、過年度測定分についても、電話連絡等により納入を催促するなどとして、未収金を減らす努力を継続していくとともに、居住地調査を重点的に行っていく。</p>
---	--

<p>2) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち、2件について貸付を確認できる書類が保存されていなかった。</p> <p>3) 地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借付書が提出されていないものが33件あった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果) 貸付者の住所が特定できておらず、連絡がとれない状態が背景にある。 (今後の対応策等) 教育奨励資金貸付金の台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2名分の債権の情報について調査しているところであるが、未だに内容確認ができていない状況である。今後もし引き続き、保存書類や保存データの調査等を一層進め、未収金回収のための測定手続ができるよう努めていく。 3) (発生原因の検証結果) 本奨学資金は、給付型の奨学金制度である時期が続き、昭和62年10月から、貸付型に切り替わった経緯があり、返済義務があるにもかかわらず、給付されたものと誤認している例も見受けられ、返済への理解が得られていない状況がある。 (今後の対応策等) 借付証書が提出されていない者に対して、借付証書を提出するよう催促しているところであり、今後も交渉などにより提出を促していく方針である。</p>
---	--

<p>1) 山梨ことぶき勸学院学習費 (過年度分) に710,000円の収入未済があった。</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p>	<p>1) (今後の対応策等) 収入未済になっている710,000円は、山梨ことぶき勸学院の基本学習費として県に納入するため岐阜教育事務所で保管していた現金が亡失したものである。平成23年5月31日に同所から日下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われてきたが、現在のところ窃盗犯の判明には至っていない。 未収金の解消については、令和3年に到来する民法上の時効をもって不納欠損処理する方向で検討していたが、関連法令等を整理する中で、測定の際に納入としていた「山梨ことぶき勸学院生徒会会計係」は県と同一人であり、民法第520条(混同)により債権債務は消滅していることが確認できたことから、令和3年8月10日付けで未収金の補填処理を行った。 今後、窃盗犯が判明した場合には、その者に対し賠償請求を行う。</p>
--	---

監査対象機関	議会事務局
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月5日～6日、8月31日
	監査の結果
(指導事項) 2件(収入1、契約1)	講じた措置
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①政務調査費返還金 過年度分 先数 1件 194,250円 ②政務調査費返還金に係る延滞金 過年度分 先数 1件 128,010円 ③政務活動費返還金に係る延滞金 過年度分 先数 1件 4,050円	1) (発生原因の検証結果) 当該未収金は①平成24年度政務調査費返還金、②平成23年度政務調査費返還金に係る延滞金、③平成25年度政務活動費返還金に係る延滞金で、収入未済となっていたもの。一括返還が困難であったため、分割により納付することとしており、年数回、債務者と連絡をとり早期納付を促してきた。 その結果、 ①令和3年3月31日全額納付 ②令和3年3月31日45,950円、令和3年11月10日82,060円で全額納付となった。 ③令和3年3月31日全額納付 (今後の対応策等) 平成24年度政務調査費返還金(①)が完納となったため、これについての延滞金の測定を行った。令和3年11月5日、債務者を訪問し現在の未納金額と今後の返還計画を確認した。 今後、きめ細かな債権管理を行い、収入未済の解消に向けて取り組む。 2) (発生原因の検証結果) 入札時に提出を求める書類にセキュリテイ責任者及び業務従事者の記載があり、契約後の業務に特段の支障がなかったことから、契約に基づく書類の提出を事業者に求めていなかった。また、契約当事者である事業者も入札時の書類提出で履行完了と考えていた。現在は各契約に基づき書面の受理は完了している。 (今後の対応策等) 今後、同様の契約を締結する際には、契約条項を複数の職員で再確認し、再発防止に努める。
2) 次の契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリテイ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていないかった。 ・山梨県議会ホームページシステム利用契約書 ・山梨県議会ホームページ及び通信サービス利用契約書	
監査対象機関	労働委員会事務局
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月8日、7月16日
	監査の結果
(指導事項) 1件(給与1)	講じた措置

1) 給与改定に伴う住居手当額の変更について、住居手当認定簿による認定が行われていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 住居手当の支払事務は適正に処理されていたが、事務引継ぎの不徹底により、担当者が人事給与システムで自動作成された給与改定後の住居手当認定簿による手当額の確認のみで十分であると誤認し、住居手当認定簿による認定を行っていなかった。 また、他の職員による担当者の事務処理状況の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 予備監査終了後直ちに、住居手当認定簿による認定を行った。 今後は、担当者が認定事務を正確に行うとともに、他の職員による事務処理状況の確認を徹底し再発防止に努める。
--	---

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

令和四年四月二十八日

山梨県労働委員会

会長 小野正毅

氏名	経歴	委嘱年月日
小野正毅	弁護士 第四十一・四十二期山梨県労働委員会会長代理 第四十三・四十四期山梨県労働委員会会長	平成二十七年七月二日
堀内寿人	弁護士 第四十三・四十四期山梨県労働委員会会長代理	令和元年七月一日
赤池幸江	特定社会保険労務士 第四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会公益委員	平成二十九年七月三日
窪田哲也	公認会計士 第四十三・四十四期山梨県労働委員会公益委員	令和元年七月一日
齋藤雅代	山梨学院大学教授 第四十一・四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
窪田清	連合山梨事務局長 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
佐々木琢郎	U Aゼンセン山梨県支部長 第四十四期	令和三年七月一日

山梨県労働委員会労働者委員

杉原孝一 TDK労働組合甲府支部長 第四十三・四十四期山梨県労働委員会労働者委員

坪井茂 NTT労働組合東京総支部山梨県域分会支部長 第四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会労働者委員

宮下竜三 富士急行労働組合執行委員長 第四十三・四十四期山梨県労働委員会労働者委員

小林隆二 山梨県経営者協会参与 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会使用者委員

浦田勉 浦田勉税理士事務所代表 第四十四期山梨県労働委員会使用者委員

栗山直樹 株式会社栗山商店代表取締役社長 第四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会使用者委員

長坂正彦 株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社長 第四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会使用者委員

古屋哲彦 社会保険労務士法人総務サポート顧問 第四十二・四十三・四十四期山梨県労働委員会使用者委員

渡辺真太郎 山梨県労働委員会事務局長

丸山正雄 山梨県労働委員会事務局次長

山梨県労働委員会事務局次長	令和四年四月二十日
山梨県労働委員会事務局長	令和三年四月二十一日
社会保険労務士法人総務サポート顧問	平成二十九年七月三日
株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社長	平成二十九年七月三日
株式会社栗山商店代表取締役社長	平成二十九年七月三日
浦田勉税理士事務所代表	令和三年七月一日
山梨県経営者協会参与	平成二十三年七月一日
富士急行労働組合執行委員長	令和元年七月一日
NTT労働組合東京総支部山梨県域分会支部長	平成三十一年一月二十三日
TDK労働組合甲府支部長	令和元年七月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番